

市第77号議案

横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する
条例の制定

横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例を
次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する
条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、医療法（昭和23年法律第 205 号）第18条の規定に基づき、診療所（同法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所をいう。次条において同じ。）における専属の薬剤師の配置に関する基準を定めるものとする。

（専属の薬剤師の配置に関する基準）

第 2 条 医師が常時 3 人以上勤務する診療所には、専属の薬剤師を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定めるため、横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の

基準に関する条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

医 療 法（ 抜 粋 ）

第 18 条 病院又は診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。